

税の申告はお早めに

令和3年度分の住民税の申告と2年分の所得税(復興特別所得税含む)の確定申告の窓口受付期間は、2月16日(火)～3月15日(月)です。 ※窓口は、土・日曜、祝休日はお休みします。

窓口受付期間は、2/16(火)～3/15(月)

税の種類	申告期間	納期限	問合せ
特別区民税・都民税(住民税)	2/16(火)～3/15(月) ※所得税等の確定申告をする方は、住民税・個人事業税の申告は不要です。	普通徴収の場合、年4回(6・8・10・1月の末日)	区役所内 税務課区税個人係 ☎5984-4537
所得税 復興特別所得税		3/15(月) ※口座振替は4/19(月)。	税務署 練馬東 ☎6371-2332 練馬西 ☎3867-9711
個人事業税		年2回(8・11月の末日)	豊島都税事務所 ☎3981-1211
贈与税	3/15(月)まで	3/15(月)	税務署 練馬東 ☎6371-2332 練馬西 ☎3867-9711
個人事業者の消費税・地方消費税	3/31(水)まで	3/31(水) ※口座振替は4/23(金)。	

住民税の申告 申告は区役所へ

●住民税の申告が必要な場合

3年1月1日現在、**A**練馬区に住んでいる**B**区外に住んでいて、区内に事務所・事業所などがある場合

※次のいずれかに当てはまる場合は申告の必要はありません。

- ①税務署に所得税の確定申告をする
- ②2年中の所得が給与所得のみで、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている
- ③2年中の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、年金支払先から公的年金等支払報告書が提出されている(7面の「知っておきたい税のはなし」**1**参照)

●申告書の配布と発送

申告書は、区民事務所(練馬を除く)と税務課(区役所本庁舎4階)で配布します。昨年、住民税の申告をした方などには、2月4日(木)に申告書を発送します。

●住民税の申告は郵送または窓口で

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。持参する場合の申告窓口の場所・日程は、右表の通りです。次のものをお持ちください。

- ①住民税の申告書(ある方のみ)
- ②所得や経費の明細が分かるもの(給与所得の場合は源泉徴収票)
- ③控除額が分かるもの(医療費控除の明細書※)、生命保険料・地震保険料・国民年金保険料などの領収書や証明書の原本、社会保険料の支払金額が分かるもの、障害者手帳など) ※住民税の医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書は、申告書を郵送する場合に同封します。また、区ホームページにも掲載しています(7面の「知っておきたい税のはなし」**2**参照)。
- ④マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しなどと本人確認書類 ※郵送の場合は写し(マイナンバーカードは両面)を提出してください。

場所	日程(土・日曜、祝休日を除く)	時間
税務課(区役所本庁舎4階)	2/16(火)～3/15(月)	8:30～17:00
石神井庁舎5階	2/16(火)～26(金)	9:00～12:00
東大泉中央地域集会所	2/16(火)・17(水)	
早宮・上石神井南地域集会所	3/1(月)・2(火)	13:00～16:00
大泉北地域集会所	3/3(水)・4(木)	
光が丘区民センター2階	3/10(水)～12(金)	
関区民センター		

※車での来場はご遠慮ください。

問合せ 区税個人係 ☎5984-4537

主な税制改正のお知らせ

●給与所得控除

控除額を一律10万円引き下げ、上限額を195万円に引き下げることになりました。

●公的年金等控除

公的年金以外の合計所得金額が1000万円以下の場合、控除額を一律10万円引き下げ、控除額の上限を設けることになりました。

●基礎控除

控除額を一律10万円引き上げ、合計所得金額が2400万円を超える場合は控除額が段階的に減り、2500万円を超える場合は基礎控除は適用されないことになりました。

●ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、合計所得金額が500万円以下などの要件を全て満たすひとり親の方は、ひとり親控除として30万円(所得税35万円)が控除されることになりました。

改正内容について詳しくは、
区ホームページをご覧ください。

問合せ 区税個人係 ☎5984-4537



二次元バーコード

所得税(復興特別所得税)・消費税(地方消費税)・贈与税の確定申告 申告は税務署へ

練馬東税務署
(〒176-8503栄町23-7(西武池袋線新桜台駅下車徒歩3分、西武池袋線江古田駅下車北口徒歩5分)) ☎6371-2332

練馬西税務署
(〒178-8624東大泉7-31-35(西武池袋線大泉学園駅下車南口徒歩8分)) ☎3867-9711

※2月1日(月)～3月31日(水)の間、駐車場が利用できません。

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)
国税電子申告・納税システムe-Tax(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>)

●確定申告書の作成は 国税庁ホームページのご利用を

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)では、スマートフォンで確定申告書が作成できます。作成した申告書は、マイナンバーカードまたは税務署で発行するID・パスワードを使ってe-Taxで送信するか、印刷して郵送することができます。



二次元バーコード

●にせ税理士にご注意ください

税理士資格のない者が税務相談などを受けることは、法律で禁止されています。税理士バッジ・証票を確認してください。

税理士による無料申告相談会は中止になりました

ねりま区報1月11日号5面でお知らせした、税理士による無料申告相談会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止します。

知っておきたい税のはなし

1 公的年金等を受給している方へ(所得税)

2年中の公的年金等の収入が次のいずれかに当てはまる場合は確定申告が必要です。

- ①公的年金等の収入金額が400万円を超える
- ②公的年金等の収入金額が400万円以下でそれ以外の合計所得が20万円を超える
- ③外国の法令に基づく公的年金等を受給している ※確定申告が不要な場合でも、還付を受けるために、確定申告をすることができます。

《住民税》

確定申告が不要な場合でも、公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合や、控除内容に変更・追加のある場合は住民税の申告が必要です。

2 医療費控除を申告する方へ

3年度分の住民税の申告と2年分の所得税の確定申告から、「医療費控除の明細書」の提出が必須になります。領収書の添付などでは受け付けられませんのでご注意ください。医療費の領収書の提出は不要ですが、自宅で5年間保存してください。

3 上場株式等の所得に係る課税方法の選択について

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等について、確定申告とは別に住民税の申告をすることで、所得税と異なる課税方法(申告不要制度、申告分離課税、総合課税(配当所得のみ))を選択することができます。納税通知書が届く前に専用の住民税申告書で手続きをしてください。 ※専用の住民税申告書は、税務課で配布するほか、区ホームページにも掲載しています。

4 ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用除外について

ふるさと納税ワンストップ特例(確定申告を行わず、住民税から寄付金税額控除を受けられる特例)を選択している方が、医療費控除などの確定申告書や住民税申告書を提出する場合や、地方公共団体に対するその年の寄付が6カ所以上の場合、ワンストップ特例の適用は受けられません。確定申告で控除の適用を受けてください。

112の所得税について…

練馬東税務署 ☎6371-2332、
練馬西税務署 ☎3867-9711
112の住民税、134について…
区税個人係 ☎5984-4537

問合せ